



埼玉県報

第 399 号
令和 5 年(2023 年)
3 月 28 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（総務給与課）

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 県営都市公園（さきたま古墳公園）の区域の変更（公園スタジアム課）
- 北本都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 県営都市公園（春日部夢の森公園）の区域の変更（公園スタジアム課）
- 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道本田小川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道本田小川線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）

- 県道熊谷小川秩父線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道深谷東松山線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道ときがわ坂戸線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道小川町停車場線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道菅谷寄居線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道299号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道299号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道長瀬児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（熊谷県土整備事務所）
- 県道針ヶ谷岡線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会臨時会の招集（教委・総務課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（監査第一課）
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（審査調整課）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面漁場管理委員会)

規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一―七十六

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。

以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するとき
は、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
(イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であつた者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 人事委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 人事委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を人事委員会に送付して開示請求をする場合には、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十一条第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 人事委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、人事委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画(法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつ

ては、次号に規定するもの)の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、人事委員会が適当と認める方法とする。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、人事委員会に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため人事委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の人事委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として人事委員会が適当と認めるものを人事委員会に提示し、又は提出しなければならない。

(訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用)

第十一条 第六條及び第七條の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六條中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求に

については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 人事委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、人事委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務(令第二十一条の規定に基づく事務を含む。)を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(令和五年埼玉県規則第五号)に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項(法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。)の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

十七 法第九十四条第二項の書面

- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県人事委員会の保有する個人情報等の保護等に関する規則の廃止)
- 2 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年三月二十九日人事委員会規則一―五〇)は、廃止する。

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

（変更後） トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前） 株式会社アニメイト 代表取締役 阪下實

東京都豊島区東池袋三丁目二番一号 外未定四十者

（変更後） 株式会社アニメイト 代表取締役 高橋竜

東京都豊島区東池袋三丁目二番一号 外 計十五者

ハ 変更年月日

令和四年一月二十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十五日

二 縦覧期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ト トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七七〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三二六台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 二〇五立法メートル

（変更後）位置 図面省略 二四五立法メートル

ハ 変更年月日

令和五年十一月十六日

ニ 届出年月日

令和五年三月十五日

二 縦覧期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢駅西口開発計画

埼玉県所沢市東住吉六百三十七番二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

住友商事株式会社 代表取締役 兵頭誠之

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年九月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三万二千平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一二七・〇三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二三・六九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

未定（食料品等） 午前九時から翌午前一時

未定（食料品・生活雑貨等） 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年三月二十日

二 縦覧期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和五年三月二十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社創電舎	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目二番七号	田口英樹	埼玉県知事許可（般―二〇）第六二九八一号
有限会社豊栄工業	埼玉県川越市大字木野目千二百十三番地一	吉田豊	埼玉県知事許可（般―二〇）第五八七九二号
株式会社宏心造園土木	埼玉県所沢市北岩岡二十六番地七	北村宏明	埼玉県知事許可（般―二〇）第六九九八〇号
株式会社三剛建設	埼玉県草加市栄町二丁目五番二十三号八〇五号	松江茂雄	埼玉県知事許可（般―二〇）第六七四四三号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和五年埼玉県告示第百七十六号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（国土広域情報修正）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

令和四年埼玉県告示第五百五十号で公示した基本測量は、令和五年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百四十七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（公共基準点復旧測量）

三 作業地域

川口市全域の一部地内

四 作業期間

令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（公共基準点復旧測量）

三 作業地域

川口市全域の一部地内

四 作業期間

令和四年三月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

測量計画機関であるデジタル庁から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

デジタル庁

二 作業種類

公共測量（三次元都市モデル）

三 作業地域

戸田市全域

四 作業期間

令和四年六月二日から令和五年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第三百五十号

測量計画機関である東日本総合計画株式会社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東日本総合計画株式会社

二 作業種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

富士見市北別所地区

四 作業期間

令和五年三月十七日から令和五年四月三十日まで

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

令和四年埼玉県告示第千八百八十七号で公示した公共測量は、令和五年二月二十八日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

令和四年埼玉県告示第千三百十八号で公示した公共測量は、令和五年三月十三日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五十三号

令和四年埼玉県告示第千二百二十三号で公示した公共測量は、令和五年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

令和四年埼玉県告示第千二百二十二号で公示した公共測量は、令和五年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方法務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

令和四年埼玉県告示第九百十三号で公示した公共測量は、令和五年三月八日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

令和四年埼玉県告示第千四号で公示した公共測量は、令和五年三月十日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

令和四年埼玉県告示第九百十四号で公示した公共測量は、令和五年三月三日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百五十八号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

さきたま古墳公園

二 位置

埼玉県行田市大字佐間地内

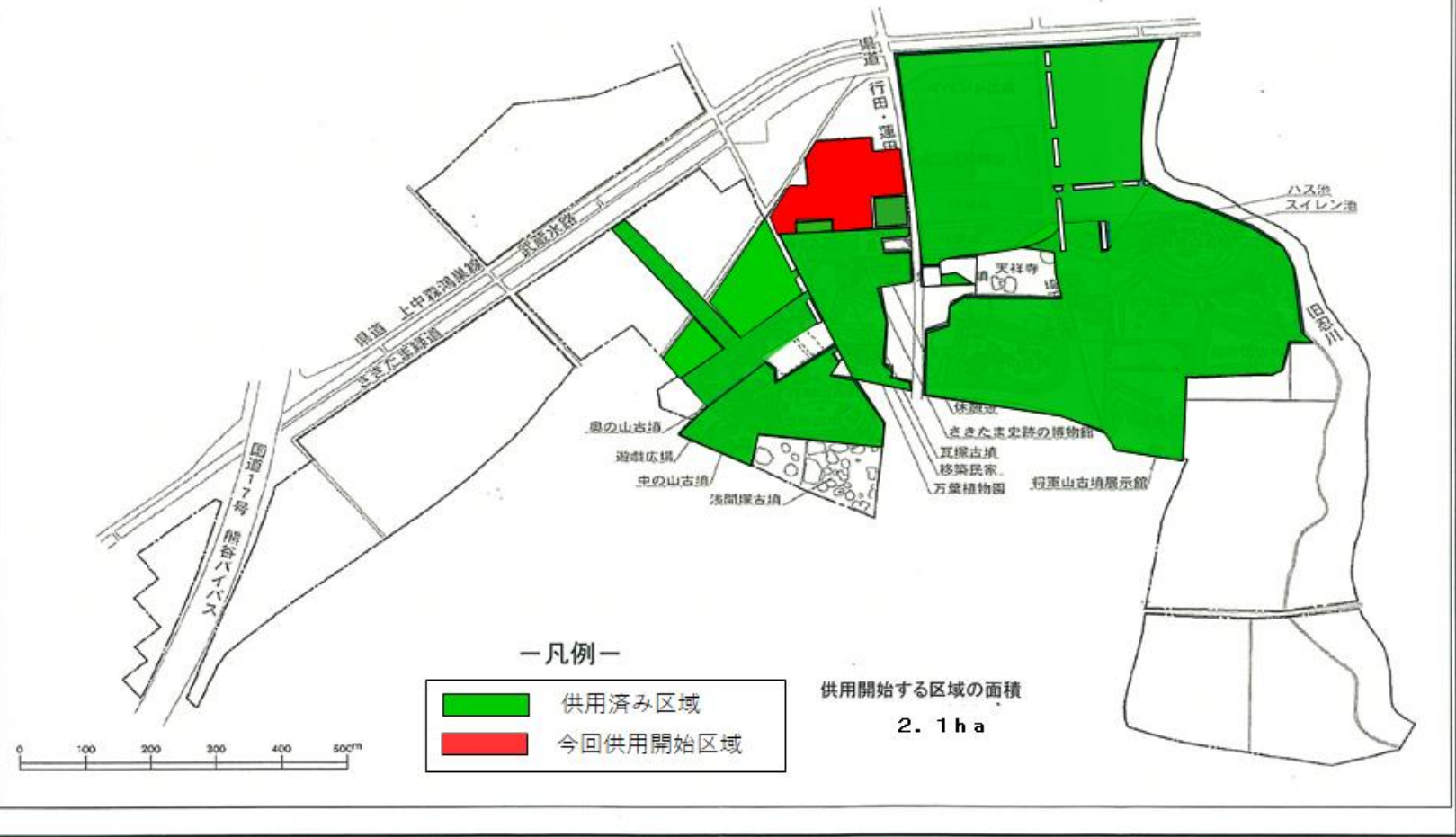
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

令和五年四月一日

さきたま古墳公園



告 示

埼玉県告示第三百五十九号

北本市から北本都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百六十号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

春日部夢の森公園

二 位置

埼玉県春日部市大字下大増新田地内

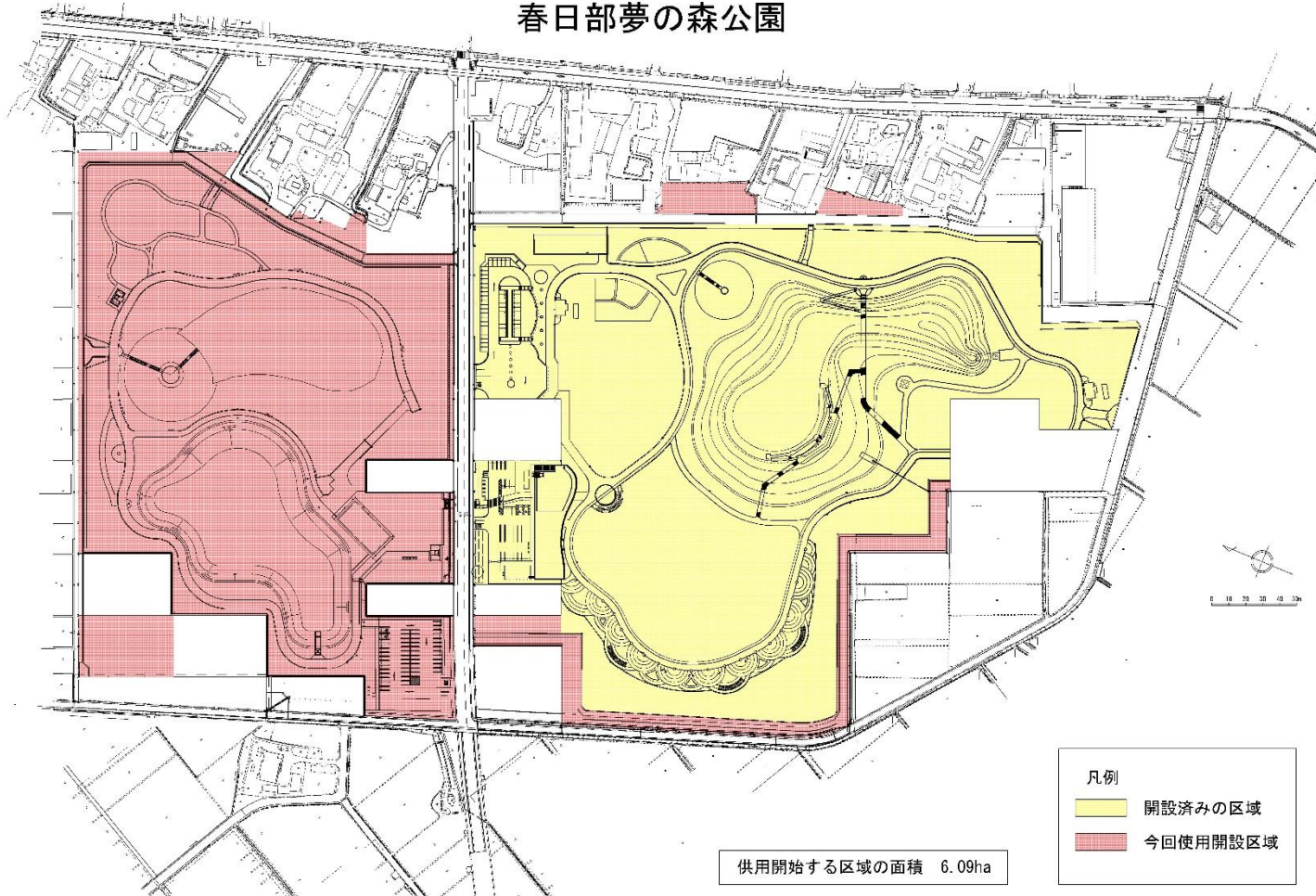
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

令和五年三月三十一日

春日部夢の森公園



告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	川越市大字小堤字春日山辺 一五番七地先から同市大字小 堤字春日山辺一五番七地先ま	区 間
一〇・九六 一〇・九六	一〇・九六 一〇・九六	敷地の幅員 (メートル)
一四・〇五	一四・〇五	延長 (メートル)
交差点改良事業による。		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字勝呂字片瀬 八六二番一地先から 同郡同町大字木呂子字萬所一 一九番七地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年五月十七日付け埼 玉県東松山県土整備事務所 長告示第七号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長一六〇・六四 メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 比企郡小川町大字勝呂字片瀬八六二番一地先から

同郡同町大字木呂子字萬所一一九番七地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本田小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>○四番地三地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字下横田字経塚八〇七番地三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・一一〇三四・〇三</p>	<p>三一・五〇〇三四・〇三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五一・七〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築事業による。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>県道本田小川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字上横田字上 片瀬一九一八番地一地从先から 同郡同町大字下横田字経塚八 二八番地一地从先まで （ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十八日午前十時</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十一月二十二 日付け埼玉県東松山県土整 備事務所長告示第三四号で 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長一 〇二七・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字下横田字犬 切七九五番二八地先から 同郡同町大字下横田字山田六 七六番三地先まで （ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十八日午前十時</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十一月二十二 日付け埼玉県東松山県土整 備事務所長告示第三六号で 告示した道路予定区域の全 部供用開始である。延長一 三四・七〇メートル</p>

告示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多田 邦彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 比企郡小川町大字下横田字犬切七九五番二八地先から

同郡同町大字下横田字山田六七六番三地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 熊谷小川秩父線 比企郡小川町大字高谷一三八六番四地先から

同郡同町大字小川四五〇番四地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 深谷東松山線 比企郡滑川町大字羽尾二六六二番一地先から

東松山市大字上野本一三三番二地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 ときがわ坂戸線 比企郡ときがわ町大字玉川一四三一番三地先から

同郡同町大字玉川一六一四番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 小川町停車場線 比企郡小川町大字大塚三三番一〇地先から

同郡同町大字小川一〇〇番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 菅谷寄居線 比企郡嵐山町大字志賀五五四番一地先から

同郡小川町大字中爪二六三番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二地先まで	秩父市定峰字久保田五九四番二地 先から同市定峰字久保田五九四番	区 間
一一・一〇〇一五・六二	八・七五〇一二・七七	敷地の幅員 (メートル)
六七・二五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

熊谷小川秩父線	路線名
秩父市定峰字久保田五九四番二地先 から同市定峰字久保田五九四番二地 先まで	供用開始の区間
令和五年三月二十九日	供用開始の期日
令和五年三月二十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六七・二五メートル	備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父郡小鹿野町三山字納宮二四七三番 一地先から同郡同町三山字軍平二二四 九番五地先まで	区 間
<p style="text-align: center;">一〇・〇〇 〽二七・五六</p>	<p style="text-align: center;">一〇・〇〇 〽二五・二九</p>	敷地の幅員 (メートル)
	<p style="text-align: center;">五六〇・〇〇</p>	延長 (メートル)
である。	令和三年九月三日付け 埼玉県秩父県土整備事 務所長告示第九号の道 路予定区域の一部変更	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町三山字納宮二三七八番一地从郡同町三山字納宮二三八五番一地从先まで
供用開始の期日	令和五年三月二十八日
備考	令和五年三月二十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長五九・八九メートル

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>路 線 名</p>	<p>長瀬児玉線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町小平字櫛林一〇七四番 五地先から同市児玉町小平字下河原 九〇一番一地先まで（ただし、関係図 面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年十月九日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示 第三号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延長 三二八・二三メートル</p>

告示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百四十号 深谷市田中宇新堀六三七番地先から同市黒田字下南原

八四二番一地先まで

県道 熊谷羽生線 熊谷市筑波一丁目一一二番地先から同市末広一丁目二

五番一地先まで

同 赤浜小川線 大里郡寄居町牟礼字蔵屋敷一〇二四番五地先から同郡

同町牟礼字東一〇五二番一地先まで

同 菅谷寄居線 大里郡寄居町牟礼字中道一五二三番二地先から深谷市

荒川字天神二三〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

路線名	針ヶ谷岡線
供用開始の区間	深谷市山河字宅地町六二五番二地先から 同市山河字光寂庵九七二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和五年三月二十八日
備考	令和元年十月二十五日付け熊谷県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八八・二三メートル

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和五年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年三月二十九日 午前十一時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、和光市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
和光市白子吹上コミュニティセンター	埼玉県和光市白子三丁目八番二十一号	和光市長	百人
和光市向山地域センター	埼玉県和光市白子一丁目三十三番二十号	和光市長	八十人
和光市南地域センター	埼玉県和光市南一丁目八番四十七号	和光市長	六十五人

告示

埼玉県選管告示第十五号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を委員会に送付して開示請求をする場合には、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧
 - 二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - 三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付
 - 四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - 一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - 二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
 - 3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、委員会が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、委員会に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するもの）にあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

 - 一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類
 - 2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。
 - 3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

（訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）

第十一条 第六條及び第七條の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六條中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求に

については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二條第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（令第二十一条の規定に基づく事務を含む。）を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

十七 法第九十四条第二項の書面

- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程(平成十七年埼玉県選管告示第二十六号)は、廃止する。

告 示

埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人光彩会 特別養護老人ホーム みちみち大宮	埼玉県さいたま市北区植竹町二 丁目六十九番地七
病院	医療生協さいたま生活協同組合 介護老人保健施設 さんとも	埼玉県所沢市大字中富千六百十 七番地

告示

埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

		施設の開設主体及び名称		所在地	
旧	新	旧	新	旧	新
社会福祉法人川口長生会 特別養護老人ホーム とわの郷	社会福祉法人ひふみ会 特別養護老人ホーム とわの郷	社会福祉法人川口長生会 特別養護老人ホーム さざんかの郷	社会福祉法人ひふみ会 特別養護老人ホーム さざんかの郷	埼玉県川口市大字赤山七十六番地の 一	埼玉県川口市大字新井宿八百二十四番地

告示

埼玉県監査委員告示第五号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

埼玉県監査委員 小山 彰
埼玉県監査委員 間 嶋 順 一
埼玉県監査委員 小 川 真一郎
埼玉県監査委員 新 井 豪

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、監査委員の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 監査委員は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 監査委員は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を監査委員に送付して開示請求をする場合には、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 監査委員は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、監査委員がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画

の開示を実施することができるときに限る。

一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、監査委員が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、監査委員に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するもの）にあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため監査委員が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の監査委員が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として監査委員が適当と認めるものを監査委員に提示し、又は提出しなければならない。

（訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）

第十一条 第六條及び第七條の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用す

る。この場合において、第六条中「第七十六条第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 監査委員は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、監査委員が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（令第二十一条の規定に基づく事務を含む。）を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面
二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

- 十七 法第九十四条第二項の書面
- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県監査委員の保有する個人情報保護等に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十七年埼玉県監査委員告示第七号)は、廃止する。

告示

埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

埼玉県労働委員会会長 青木孝明

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規定は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、労働委員会の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

（条例第五条第二項第九号の規則等で定める数）

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

（条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル）

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含まむ。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶

養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 労働委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 労働委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を労働委員会に送付して開示請求をする場合においては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによつて令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 労働委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、労働委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画(法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの)の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、労働委員会が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、労働委員会に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため労働委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の労働委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として労働委員会が適当と認めるものを労働委員会に提示し、又は提出しなければならない。

い。（訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）

第十一条 第六條及び第七條の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六條中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十條第二項」と、利用停止請求については「第九十八條第二項」

と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 労働委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、労働委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務(令第二十一条の規定に基づく事務を含む。)を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(令和五年埼玉県規則第五号)に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項(法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。)の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

十七 法第九十四条第二項の書面

十八 法第九十五条の書面

- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県労働委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号)は、廃止する。

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで